

平塚市総合公園レストハウスの管理運営規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成23年11月 9日

平成25年 6月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、平塚市より管理許可を受けた平塚市総合公園レストハウス（以下「レストハウス」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 レストハウスは、平塚市総合公園（以下「公園」という。）の便益施設であることから、それにふさわしい品位と品格を備え、かつ公園利用者から親しまれ利用されるよう管理運営するものとする。

(休業日)

第3条 レストハウスの休業日は、12月30日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めるときは、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

(営業時間)

第4条 レストハウスの営業時間は、午前11時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めるときは、臨時に時間を短縮し、又は延長することができる。

(レストハウスの使用区分)

第5条 レストハウスの使用は、次の区分による。

(1) 1階 一般的な飲食に使用

(公園内の運動施設、宿泊研修所等への仕出しを含む。)

(2) 2階 一般的な飲食の利用が多く1階での対応が困難である場合及び公園内運動施設等を利用する団体の飲食に利用

(3) 自動販売機 来店及び来園者への物品販売に使用

(レストハウスの団体の予約)

第6条 レストハウスの2階は、公園内運動施設等を利用する団体の予約を受けることができるものとする。

(取扱品目)

第7条 取扱品目は、一般の利用及び団体の利用等可能な限り対応できるものとする。

(使用制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、レストハウスの使用を中止させ、又は退去させることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) 集団的又は常習的に暴力等不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる者

(3) 伝染病疾患があると認められる者

(4) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行し、若しくは動物を連れてくる者

(5) その他その使用が不相当と認められる者

(目的外使用の制限)

第9条 レストハウスは、本来の目的以外には使用しないものとする。ただし、平塚市が行政上特に必要と認めたもので市長の要請があったものについては、この限りでない。

(業務の執行)

第10条 管理運営は、基本方針に基づき効果的に行うものとし、各業務の執行方法は、業務内容を十分検討し、合理的、経済性等総合的に判断し決めるものとする。

2 専門分野の業務については、豊富な経験と実績を持ち、かつ経営基盤の安定している専門業者に当たらせることができる。

(施設用の利用)

第11条 飲食物提供等の業務を専門業者に当たらせる場合には、その業務遂行のために施設を利用させることができる。

2 前項に基づく飲食物提供等の業務に伴い費用は、全て業務に当たる専門業者の負担とする。

3 第1項で規定する施設の利用は、有料として、理事長が別に定める施設利用料を業務に当たる専門業者から徴収する。

(利用条件)

第12条 理事長は、前条第1項の規定により、施設の利用を承認する場合において、管理上特別な条件を付けることができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、レストハウスの管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。